

一般社団法人日本ラリー振興協会【JGR】 一般会員および賛助会員規約

第一条 目的

一般社団法人日本ラリー振興協会（以下、JGR）は、「モータースポーツとしてのラリーを社会に普及し、健全な発展と振興を図ること」を目的とする。会員となる者はこの目的を共有する者でなければならない。

第二条 事業（活動）

JGRは前述の目的に資するため、次の事業（活動）を行う。会員の活動もこれに準ずる。

- 1, ラリーの振興及び発展を促すための諸活動並びに事業
- 2, ラリーの安全な運営及び運営改善に関する諸活動並びに事業
- 3, その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第三条 会員規範

会員はラリーの発展と振興に努めること。

モータースポーツとしてのラリーが一般に正しく理解され、発展するために、自らの行動を律すること。

第四条 会員の分類

当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人に関する法律上の社員とする。

- 1, 正会員（社員）
- 2, 一般会員
- 3, 賛助会員

一般会員が正会員になる為には、理事全員の同意が必要となる。新たな正会員の就任は理事会において決定される。

理事は正会員より選出される。また、全ての理事をもって理事会を構成する。

第五条 入会

1. 一般会員又は賛助会員として当法人に入会を希望する者は、指定された入会申請を行わなければならない。
2. 入会申請は、当法人の理事の推薦を伴っていないなければならない。
3. 入会申請内容に疑義がある場合、事務局は理事会に通達し、理事会により審査される。
4. 申請が受理された場合、事務局の指定する方法で指定する期日までに年会費を納付しなければならない。

5. 入会年度分の年会費の納付完了を以て入会とする。

第六条 会員資格

一般会員および賛助会員は以下(1)～(3) (一般会員(個人)は(1)～(4))の全てを満たしていなければならず、欠格事項が生じた場合には、再びその要件が満たされるか、退会となるまで会員資格が停止される。

- (1) 当法人の趣旨に賛同する個人または企業・団体
- (2) 反社会的勢力への関与がなく、その事実を誓約した個人又は企業・団体。
- (3) 当法人の定める会費の支払いを当該年度について完了している個人又は企業・団体。

第七条 会員の義務

一般会員および賛助会員は以下の行為を行ってはならない。

- (1) 当法人やラリー、自動車競技に対して名声を毀損するような言動
- (2) 法令に触れ、或いは違反する恐れのある行為を行うこと
- (3) 会員としての品位を欠き、不適切と判断される行動
- (4) 年会費の滞納
- (5) その他、当法人の趣旨に反する行動

第八条 会員の権利

一般会員および賛助会員は当法人の活動に関する提案、意見などをいつでも書面にて理事会に提出する事ができる。

第九条 会員特典

1. JGR は当該年の一般会員に対し会員パスを発行する。このパスは JGR 管轄競技会において、パスに記載の地点に入場する事ができる。(競技会により一部入場できない場合がある。
2. JGR 会員は JGR が運営する講習会に参加することが出来る。(ただし、人数等制限を設ける場合がある。)
3. 一般会員でかつタバードメディアとして十分な経験と知識をもつ会員は、JGR オールアクセスタバードメディアの資格認定を申請する権利を有する。

第十条 会費

1. 一般会員および賛助会員の年会費として以下の年会費を定める。
 1. 一般会員(個人) : 10,000 円
 2. 一般会員(企業・団体) : 10,000 円
 3. 賛助会員(個人) : 一口 5,000 円

4. 賛助会員（企業・団体）：一口 50,000 円
2. 前項に定める年会費は 1 月 1 日 又は入会の日 of のいずれか遅いほうから同年 12 月末までの期間に対するものとして収納する。一般会員について、支払日が含まれる年の年会費の納入が完了している場合は、その翌年度に充当される。賛助会員の年会費の場合は、支払いの際に、どの年度に対する支払いかを指定するものとする。
3. 既に一般会員である個人や企業・団体が、その身分を失うことなく賛助会員となることもできる。この場合、年会費はそれらを合算した額とする。
4. 翌年に会員を継続する場合、12 月 31 日までに翌年の年会費を支払わなければならない。翌年の 3 月 31 日までに入金を確認されない場合は退会したものとみなす。

第十一条 退会

1. 一般会員および賛助会員は、当法人からの退会を希望する場合、事務局に書面で届け出なければならない。届け出のあった日以降で事務局が定める日を以て退会とする。
2. 一般会員および賛助会員は、当該年度の会費の支払いが行われない場合、退会とされる。但しこの場合の当該年度内を含む再入会は妨げない。
3. 以下の場合、理事会は一般会員および賛助会員の退会を決定することができる。
 - 第三条の義務に著しく反すると理事会が認めた場合
 - 当法人の理念や趣旨に反する言動が多くみられ、理事会が会員として適切ではないと判断した場合
 - 当法人またはラリー、自動車競技の名声に大きな悪影響を与える行動を行った場合
 - 法定刑として実刑が定められている刑事事件の被疑者として逮捕または被告人として起訴された場合
 - 反社会的勢力への関与が確認された場合
 - その他、理事会が当協会の会員にふさわしくない事実を認めた場合
4. 上記 3. の事実が確認された場合、事務局は当該会員に対する会員資格を停止することができる。事務局は、会員資格の停止を行った事実を速やかに理事会に報告する。理事会が退会を求めないことを決定した場合は、会員資格の停止は即座に解除される。
5. 一般会員および賛助会員が死亡、又は解散した場合、その時点を以て退会となる。
6. 一般会員および賛助会員の年度途中の退会に対して、会費の払い戻しは行わない。

第十二条 総会

正会員は定時社員総会を年に 1 度開催する。また、必要がある場合に臨時に社員総会を開催する。社員総会は、全ての正会員（社員）をもって構成される。

第十三条 事業年度

当協会の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第十四条 規約の変更

本規約の変更および追記は、理事会の議決に基づき行われる。
また、本規約に定めのない事項は、理事会により定める。

附則

この規約は、令和7年4月1日より施工する。